

島本町訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの
事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則

平成 29 年 3 月 14 日

規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の介護保険法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス（以下「訪問介護相当サービス」という。）及び同条第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するサービス（以下「通所介護相当サービス」という。）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第 2 条 訪問介護相当サービスの基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 4 号）附則第 2 条第 3 号及び第 4 条第 3 号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働

省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。)

に定める介護予防訪問介護に関する基準によるものとする。

2 通所介護相当サービスの基準は、旧指定介護予防サービス等基準に定める介護予防通所介護に関する基準によるものとする。

3 旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項及び第106条第2項に規定する記録については、これらの規定にかかわらず、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。